# 第1条(会員)

本人会員は、本特約及びセディナCFカード会員規約を承認の上、入会を申し込みます。

### 第2条 (提携会社)

セディナCFカード会員規約第1条の提携会社を株式会社鶴屋百貨店及び株式会社鶴屋百貨店が認めた関連会社(以下総称して「鶴屋」という)と

### 第3条 (カードショッピングの利用額の支払方法)

セディナCFカード会員規約第22条(1)①の加盟店(鶴屋及び鶴屋と特約している加盟店)において指定できる支払方法は、一括払い・2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・均等分割払い・7ヵ月以内の一括払い・リボルビング払いとします。

- ①ボーナス一括払い:手数料はいただきません(実質年率0.00%)。支払期間は1ヵ月から8ヵ月とします。なお、支払月は原則としてカード利用日に応じて、冬期12月・1月、夏期6・7・8月となります。
- ②ボーナス2回払い:年2回のボーナス時に利用代金の1/2ずつをお支払いいただく方法です。利用代金100円当たりの手数料の額は1.00円(実質年率1.14%~4.01%)とし、支払期間は5ヵ月から14ヵ月とします。なお、支払月は原則として冬期12月・1月、夏期6・7・8月となります。
- ③均等分割払い:支払回数・支払期間・実質年率・手数料は下表に基づき、お支払いいただく支払総額は利用代金に手数料を加算した額となります。なお、分割支払額の算出方法は分割支払額単位を100円とし、支払回数2回目以降の下2桁の端数は初回に加算します。ただし、なお書以降において会社が認めた場合は、分割支払額単位を1円とします。

支	払	口	数	(	囯	)	3	5	6	10	12	15
支	払	期	間 (	力	月	)	3	5	6	10	12	15
実	質	年	率	(	%	)	6. 58	7. 95	7.84	11.82	11.60	11.30
利手			し00円		た り 円	の )	1. 10	2.00	2.30	5. 50	6.40	7. 70

18	20	24	30	36
18	20	24	30	36
11. 20	11.11	10. 95	10.76	10. 61
9. 10	10.00	11.80	14. 50	17. 20

(例) 利用代金100,000円 10回払い (頭金なし) の場合

手数料 100,000円× (5.50円/100円) = 5,500円

支払総額 100,000円+5,500円=105,500円

- ④7ヵ月以内の一括払い:購入月の翌月から起算して、7ヵ月以内のご指定月に全額お支払いいただきます。手数料はいただきません(実質年率 0.00%)。
- ⑤リボルビング払い (残高スライド方式): 支払額は、毎月の締切日におけるリボルビング払い利用残高に応じ、下表に定める金額となります。 その支払額には当該利用残高に対する年12.00% (実質年率) の手数料を含みます。また、当該利用残高に手数料を加算した額が最低支払額未 満になった場合はその債務全額を、当該利用残高が会社所定の可能枠を超過した場合はその超過額全額、又は会社の定める金額と毎月の約定 支払額を合算した額をお支払いいただきます。

利 用 残 高	毎月の支払額
200,000円以下	10,000円

200,001円以上 400,000円以下	20,000円
400,001円以上 600,000円以下	30,000円
600,001円以上 800,000円以下	40,000円
800,001円以上	50,000円

### (例) 利用残高100,000円の場合

毎月の支払額 10,000円 (⑤の表による)

手数料充当額 100,000円×12.00%/12ヵ月=1,000円

利用代金充当額 10,000円-1,000円=9,000円

# 第4条 (規約の適用等)

(1) 会員は、本特約に定めのない事項については、セディナCFカード会員規約が適用されることをあらかじめ承認します。また、本特約がセディナCFカード会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。

(2) 本特約を変更する場合は、会社はあらかじめ本人会員に変更事項を通知し、本人会員は家族会員に変更事項を説明するものとします。なお、変更内容を通知、又は新会員特約を送付した後に会員がカードを利用したとき、又は通知後1週間経過し、異議等の申し出がないときは、会員は変更内容を承認したものとみなします。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMBCファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号